

芦屋市廃棄物減量等推進審議会資料

令和4年8月23日（火）環境処理センター会議室

芦屋市廃棄物減量等推進審議会

条例で定められた審議会では任期は2年になります。

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7の規定に基づき、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、芦屋市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、一般廃棄物処理の基本方針に関する事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するほか、次に掲げる事項について、調査審議を行い、市長に意見を述べることができる。

- (1) 一般廃棄物の減量化及び再資源化の推進に関すること。
- (2) 分別収集の実施に関すること。
- (3) 啓発活動に関すること。

●前期の主な審議内容

昨年度は一般廃棄物処理基本計画の策定指定ごみ袋（案）の策定等にご尽力いただきました。

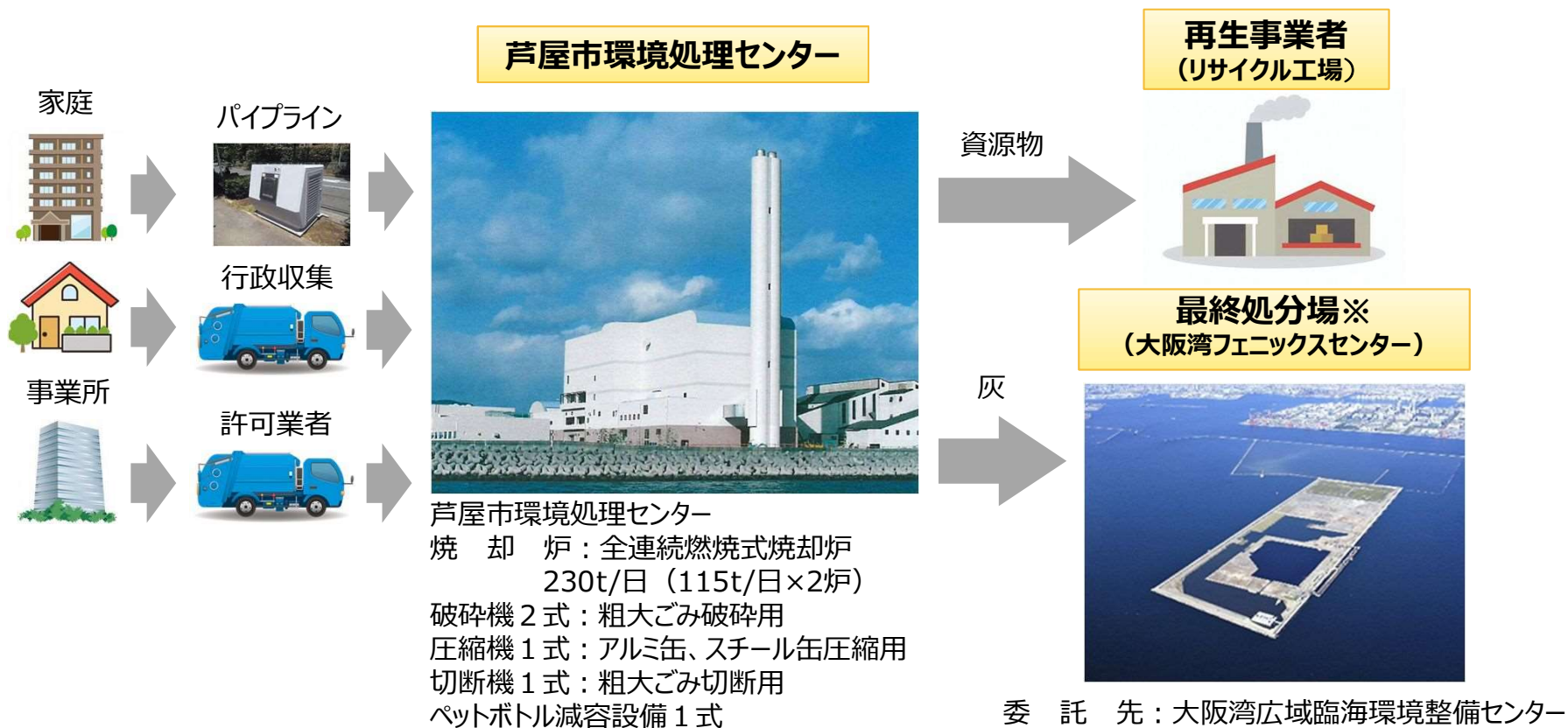
毎年のごみ量を基に、次年度以降の施策についてのご審議いただいています。



環境処理センターとごみの流れ

環境処理センターは本市のごみ処理の中核施設です

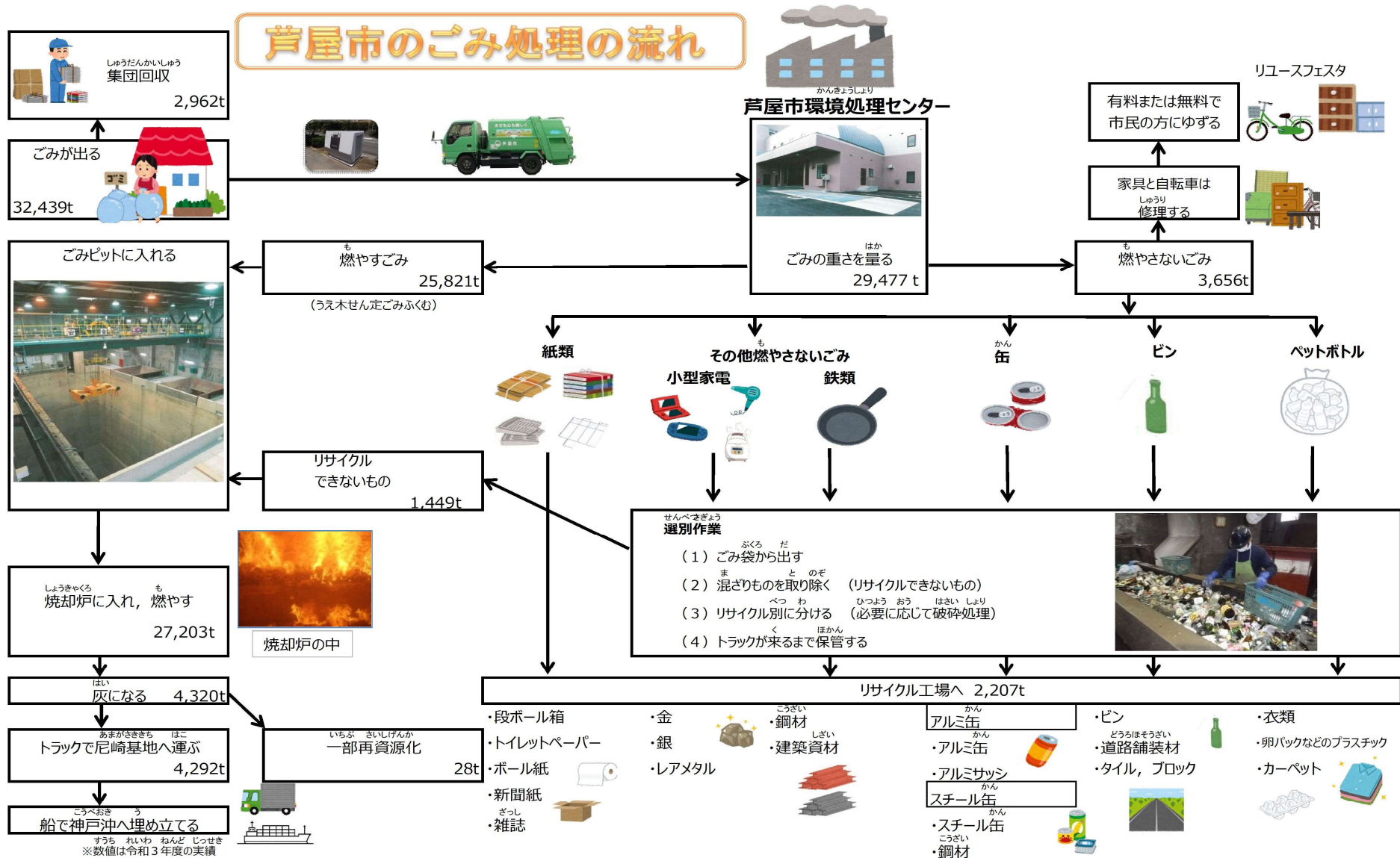
芦屋市は中間処理施設で、再利用できる資源は再生事業者に売却し、灰は神戸沖の埋立処分場で埋め立てています。



※広域臨海環境整備センター法に基づく広域処理対象区域として指定を受けた大阪湾広域臨海環境整備センターの埋立処分場。本市も含め近畿2府4県168市町村の廃棄物の受入れを行っている。埋立処分場の確保が困難な本市は、上記法人に委託することになります。

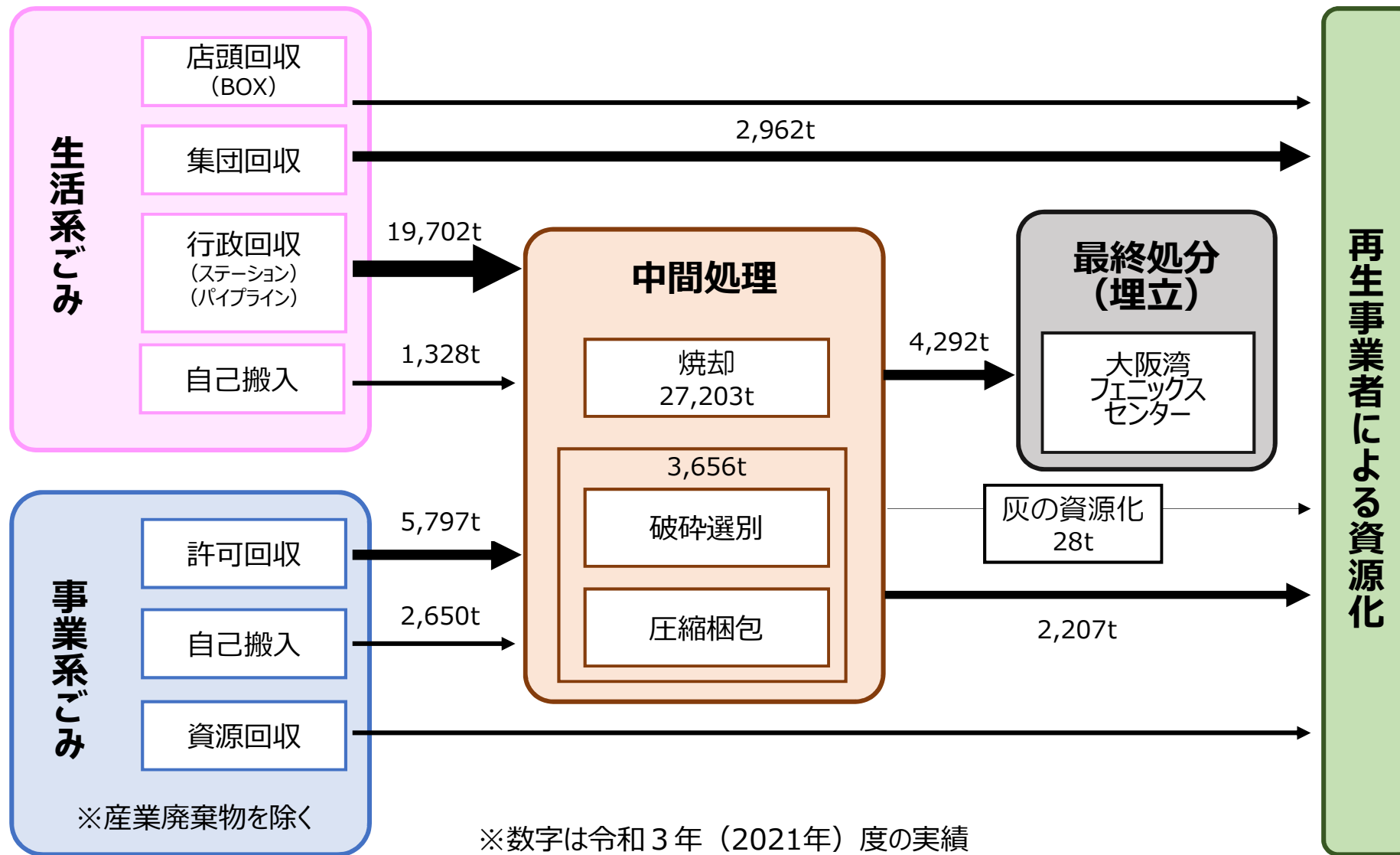
ごみ処理の基本的な流れ①

芦屋市のごみの9割弱が燃やすごみです



ごみ処理の基本的な流れ②

芦屋市のごみの約75%が生活系ごみです



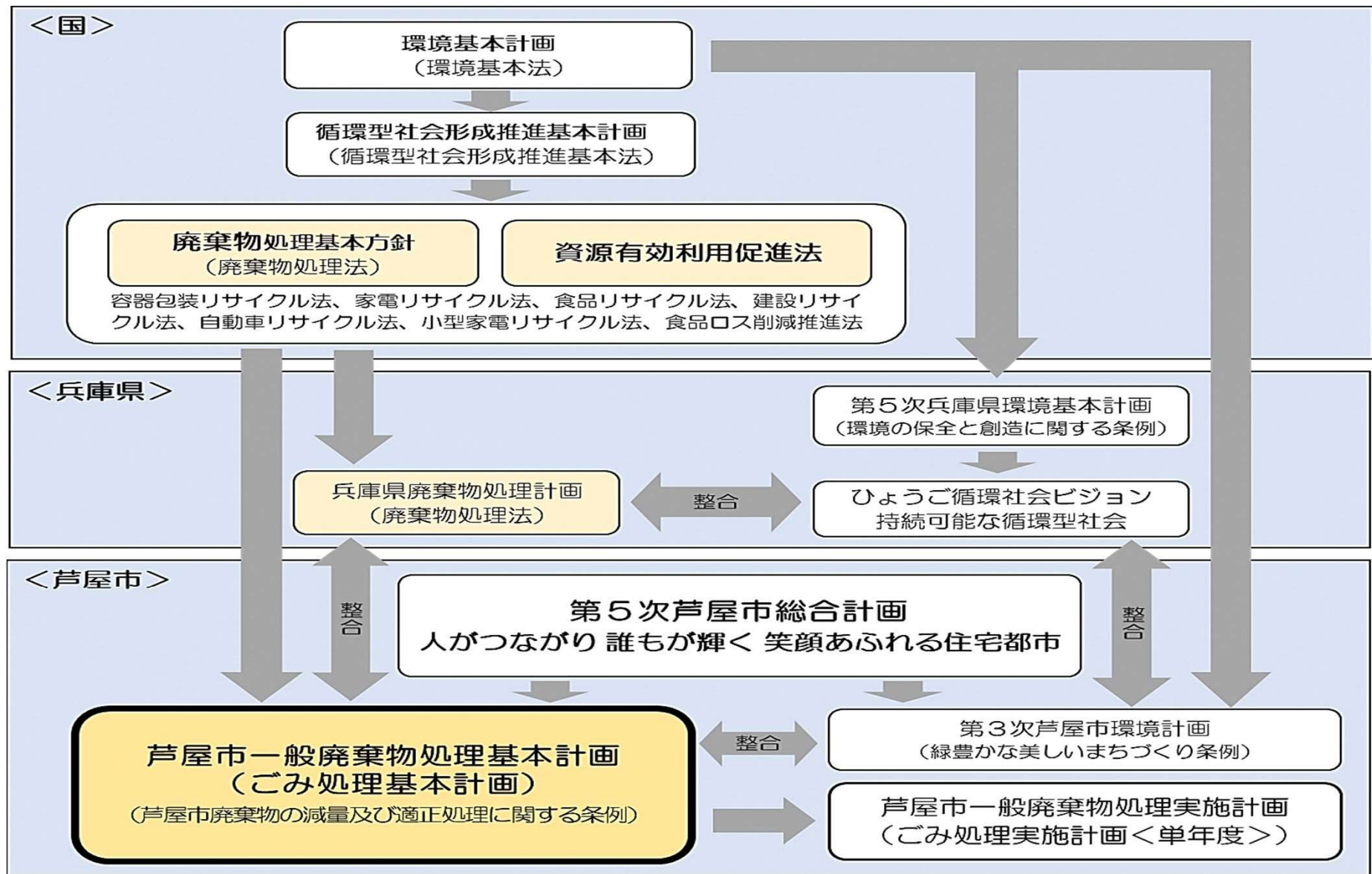
令和3年度のごみ排出量の現状 ～目標値のR3年度達成度合い～

前年度よりも1人あたりのごみ排出量等は向上するも、半分の目標が未達成

項目\年度	単位	R3	R2	R3	評価
		(実績)	(実績)	(目標)	(実績)
① 1人1日あたりのごみ排出量	g/人・日	932.5	943.1	934.9	達成
② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	546.3	549.9	519.8	未達成
③ 事業系ごみ排出量	t/年	8,447	8,384	8,447	達成
④ 集回回収量	t/年	2,962	3,074	4,003	未達成
⑤ リサイクル率	—	15.9%	16.4%	19.3%	未達成
⑥ 最終処分量	t/年	4,292	4,337	4,744	達成

一般廃棄物処理基本計画

一般廃棄物処理基本計画は各自治体が策定を義務付けられている計画です



前計画からの見直し

基本理念はそのままに，前計画を見直し目標達成を目指します

目的の強化

- 基本理念はそのままに，1人でも多くの市民・事業者がごみを自分ごとと捉えることを強化します。

計画の背景の取入れ

- 単なるごみ処理にとどまらない持続可能な社会実現に向けた取組とします。

目標値の見直し

- 前計画の最終年度の数値（令和8年度目標値）を基準に，実態に応じ見直します。

施策の立て直し

- 個々の施策には目標値を設定せずに，5つの基本方針をたて柔軟に取り組みます。

重点取組の実施

- 5つの基本方針に沿った取組みのうち3つの取組を重点的に取り組みます。

〈芦屋市の将来像〉

人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市

「芦屋市ゼロカーボンシティ」表明

第3次芦屋市環境計画

〈基本理念〉

わたしたち一人ひとりが主役となって、身近なごみを意識し、
持続可能な循環型社会を目指します

基本方針2

市民参画・協働の推進

基本方針3

多様な主体との連携

基本方針1

日常における環境意識の醸成

基本方針4

排出事業者責任の徹底

基本方針5

新施設の検討・構想

新計画の基本方針の体系

課題を解消し持続可能な循環型社会を目指すため、5つの基本方針をたてます

基本方針 1

日常における
環境意識の醸成

施策例

- 指定ごみ袋の導入
- 紙ごみの資源化
- 食品ごみの削減
- 環境教育の充実
- リサイクルイベントの実施

基本方針 2

市民参画・
協働の推進

施策例

- 住民参加の将来構想
- リサイクルの推進
(再生資源集団回収の活性化)
- フードドライブの拡充
- ごみに関するワークショップ

基本方針 3

多様な主体
との連携

施策例

- 民間店舗との協力
- 民間団体との提携
- 福祉との連携

基本方針 4

排出事業者
責任の徹底

施策例

- 事業系ごみ袋の指定
- 事業者への資源の分別の促進

基本方針 5

新施設の
検討・構想

施策例

- 新施設整備計画の推進
- プラスチックの分別検討
- 次世代エネルギー環境技術の検討
- 既施設の安定運用
- CO₂削減

指定ごみ袋制度

令和4年6月議会にて指定ごみ袋制度に関する条例改正可決

1 改正の趣旨

芦屋市一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の減量及び適正処理を推進することを目的に、指定ごみ袋制度を導入するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 指定ごみ袋制度を導入するに当たり、次の規定を新たに設ける。

(第9条の2関係)

ア 市民その他土地又は建物の占有者は、一般廃棄物のうち規則で定めるもの(※)をごみステーション又は廃棄物運搬用パイプラインに排出するときは、市長が指定する袋に収納しなければならない。ただし、特別の理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

※ 規則で定める一般廃棄物は、次のとおりとする。

(ア) 燃やすごみ

(イ) その他燃やさないごみ(燃やさないごみのうち、紙資源、ペットボトル、缶又はビン以外のもの)

イ 指定ごみ袋の製造、販売その他必要な事項に関すること(※)は、規則で定める。

※ 規則で定める指定ごみ袋に関する主な内容は、次のとおりとする。

(ア) ごみ袋の有料化(市の手数料を上乗せすること。)はしないこと。

(イ) ごみ袋の製造、販売等をしようとする者は、別に定める申請書を提出し、市長の承認を受けなければならないこと。

ウ 市長は、アの規定に違反して排出された一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じない範囲内において収集しないことができる。

指定ごみ袋導入に伴う排出方法の変更

指定ごみ袋の対象は「燃やすごみ」と「その他燃やさないごみ」です

分別区分		対 象	排出方法
燃やすごみ		生ごみ類、資源にならない紙類、プラスチック類、ゴム類、革類、衣類、植木・落ち葉・雑草（多量の場合は植木剪定ごみ）等	指定ごみ袋
燃やさないごみ	資源ごみ	紙資源 段ボール 雑誌・チラシ・雑がみ等 新聞紙 紙パック	紐で縛る
		ペットボトル ペットボトルの識別表示マークがあるもの（飲料水・酒・みりん等のペットボトル）	袋
		缶 スチール缶類、アルミ缶類 （ジュース・お酒・缶詰・お菓子・お茶等の缶、一斗缶までの大きさの缶類）	袋
		ビン ジュース・お酒等の飲料品のビン ジャム・佃煮等の食料品のビン 調味料、くすり、化粧品等のビン	袋
	その他燃やさないごみ	小型家電類、金属類、陶磁器類、ガラス類、刃物類、乾電池、スプレー缶・卓上ボンベ類 （一番長い辺が30cm未満のもの(傘・蛍光灯は除く)）	指定ごみ袋
粗大ごみ		家具、寝具、じゅうたん、自転車、ラジカセ等 （50cm以上の燃やすごみ、30cm以上の燃やさないごみ）	ごみ処理券（シール）を貼る
一時多量ごみ		引っ越し等の一時多量ごみ	戸別収集
植木剪定ごみ		植木剪定の木、枝、葉っぱ	戸別収集
持込みごみ		上記のごみ全て	中身が見える状態

※赤字は変更部分

指定ごみ袋導入スケジュール・及び周知方法

実施項目	令和4年度									令和5年度							
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	
デザイン募集	←																
デザイン決定				★													
指定ごみ袋仕様公開				★													
製造業者の認定				←													
指定ごみ袋の製造				←													
指定ごみ袋の販売										←							
周知啓発	←																
指定ごみ袋制度の試行開始										★							
指定ごみ袋制度の本格実施																★	

周知方法

集会所での説明会	各種団体への説明	SNS(動画)	ごみハンドブック全戸配布	広報番組	広報特集ページ	パッカー車等への啓発掲載	市内掲示板	市内協力店舗でのチラシ置き	小中学校等でのチラシ配布
随時実施予定	随時実施予定	随時実施予定	令和5年3月配布予定	令和5年3月放映予定	令和5年3月号掲載予定	随時実施予定	随時実施予定	随時実施予定	随時実施予定

他
新型コロナウイルス感染症の状況を見ながらイベント等を実施します。

指定ごみ袋仕様（案）

破れにくく環境対策を取った指定ごみ袋の導入をします。

項目	検討中の家庭系指定ごみ袋仕様
タイプ	芦屋市専用指定ごみ袋
対象	燃やすごみ・その他燃やさないごみ（ステーション・パイプライン両方） 今後の分別状況によっては対象を増やす場合があります。
厚さ	0.025mm 厚くて破れにくい袋を想定（参考 神戸市・西宮市 燃やすごみ用指定ごみ袋0.02mm）
価格	市場価格。有料化（市の手数料を上乗せすること）はしません。
種類	1種類（サイズは複数用意）
サイズ	45ℓ、30ℓ、小サイズ 形状はU字型 ただし45ℓは平袋と併用
環境対策	CO ₂ 排出抑制の工夫（従来のごみ袋より10%以上の脱炭素対策を取っているごみ袋）
その他	事業者のごみ、持込みごみは中身が見えることが条件となります。 デザインは公募します。

芦屋市指定ごみ袋デザイン募集概要

概要

項目	内容
対象	令和4年8月1日現在、芦屋市内に（ 在住、在学、在勤 ）の方
応募期間	令和4年9月末日まで
報奨金	5万円 別途 小学生特賞・中学生特賞3,000円分の図書カード
募集詳細	別添募集要項のとおり
広報	指定ごみ袋制度の導入と合わせて広報 広報方法等 （市広報、市ホームページ、市公共施設へのポスター掲示、市内掲示板への掲示 市内小中学校全生徒にチラシ配布）
選考方法	選考委員会（専門委員会）を設置し選考

選考方式（案）

芦屋市指定ごみ袋デザイン選考委員会を設置します

- ・ 応募作品が多い場合は、1次審査を開催し作品を絞る
- ・ 選考委員会は付属機関ではないため、助言に留まる（最終決定は市長）

審査	審査人	内容
0次審査	環境施設課	応募要件に合っていない場合を除く
1次審査	指定ごみ袋デザイン選考委員会 (分科会形式)	応募総数が多い場合
2次審査①	指定ごみ袋デザイン選考委員会	
2次審査②	芦屋市公立小中学生	2次審査①選考後2～4点を想定
決定	芦屋市長	2次審査①②の結果を踏まえ決定

指定ごみ袋
制度の説明
とともに、
タブレット
に配信

審査基準

- ・ 分かりやすいか
- ・ 景観との調和がとれているか
- ・ 単色で十分に表現されているか

1次審査、2次審査の詳細
(1次審査を実施するか、2次審査の作品数、
分科会形式か全員で審査するか等)
は、指定ごみ袋デザイン選考委員会で決定

選考委員会（専門委員会）（案）

芦屋市指定ごみ袋デザイン選考委員会（専門委員会）を設置します

構成 : 外部委員（案）行政・デザイン・景観関係専門家・市民代表より構成
時期 : 令和4年10月
開催回数 : 2回以上（作品数による）

	備考
副市長	
行政2名	学校教育部長・市民生活部長
デザイン・景観関係専門家2名～3名	外部専門家
市民代表2名～5名	審議会代表

市民公募や自治会から参加いただいている一般廃棄物減量等推進審議会から選考委員会に参加いただきたいと思います。